

～滋賀県からのお知らせ～ NPO法人の皆さんも中小企業向けの県制度融資を ご利用いただけます

滋賀県では、県内の中小企業の皆さんの経営基盤の強化とその振興発展に資することを目的に「滋賀県中小企業振興資金」融資制度を設けています。

中小企業信用保険法の一部改正により、特定非営利活動法人（NPO法人）が信用保証の対象となりました。これに伴い、平成27年11月25日から、NPO法人の皆さんも「滋賀県中小企業振興資金」融資制度を利用いただけるようになりました。

◆利用可能なNPO法人

- 中小企業信用保険法に定める保証対象業種を営んでおり、常時使用する従業員の数が以下に該当するNPO法人

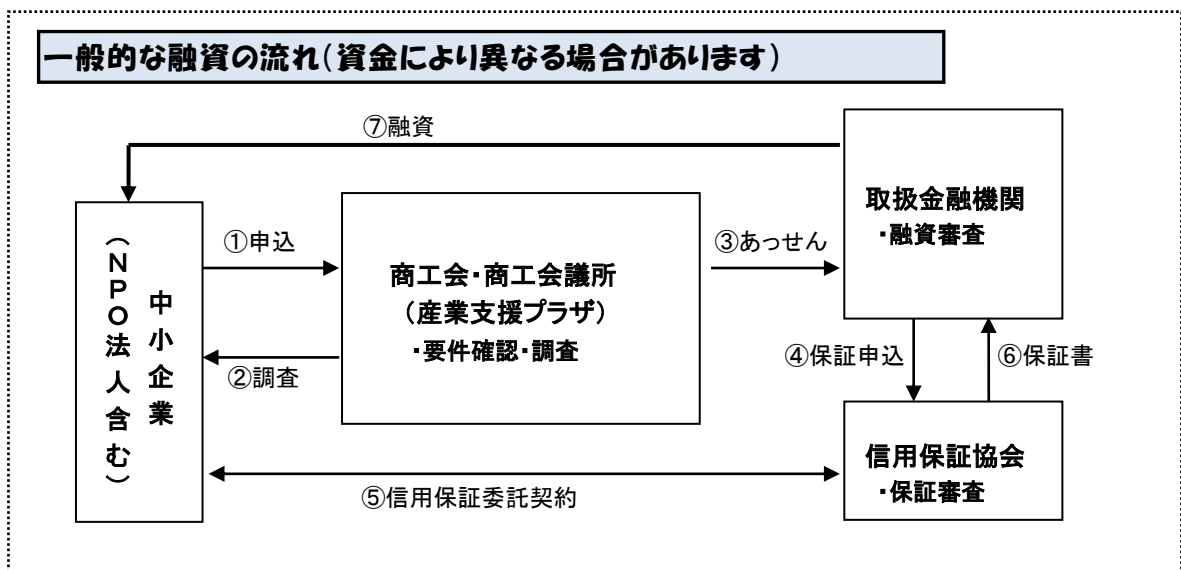
製造業	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

※雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含まれません

- 県内に事業所を有し、6か月以上継続して現在の事業を営んでいること
※開業資金を除く
- 許認可等が必要な業種は許認可等を受けていること
- 税金を完納していること

◆融資申込みの流れ

- 融資を希望される場合は、商工会・商工会議所等にご相談・お申し込みください。
- 原則として、滋賀県信用保証協会の保証つきとなります。



◆取扱金融機関

滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、京滋信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫、滋賀県信用農業協同組合連合会

◆NPO法人が利用可能な融資制度一覧（令和8年度）

資金名		NPO法人の利用可否	
経営支援資金	一般枠	○	
	経営者保証非提供促進枠	○	
	小規模企業者枠	○	従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）
	小規模企業者特別枠	△	医業を主たる事業とする場合は対象
セーフティネット資金	新規枠	○	
	借換枠	○	
	経営力強化新規枠	○	
	経営力強化借換枠	○	
緊急経済対策資金	新規枠	○	
	借換枠	○	
政策推進資金	事業継続・新事業促進枠	○	事業継続力強化計画の認定、経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定、先端設備等導入計画の認定および滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定は対象外
	事業承継枠	○	経営承継円滑化法の認定は対象外
	再生支援枠	○	融資対象者②に限る
	がんばる企業応援枠	○	
	がんばる企業応援枠2	○	
	GX・DX推進枠	○	
	女性活躍推進枠	○	
短期事業資金	通常枠	○	
	手形・電子記録債権割引枠	×	
開業資金	創業枠	○	法人設立後の申込みとなります
	創業サポート枠	○	法人設立後の申込みとなります
	女性創業枠	×	
	北部振興枠	×	

※資金ごとの融資対象者の要件、金利等の融資条件は「令和8年度中小企業金融のしおり」をご覧ください。なお、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

*** 資金の利用例 ***

- ◇ 現在の事業を継続しつつ、新たな事業に進出するとき
→「**政策推進資金(事業継続・新事業促進枠)**」
- ◇ 一般的な運転資金・設備資金が必要なとき
→「**経営支援資金(一般枠)・(小規模企業者枠)**」
- ◇ 1年以内の事業資金が必要なとき →「**短期事業資金(通常枠)**」

◆問合せ先、資金繰りの相談窓口

融資に関するご相談や、制度についての具体的な内容など、資金繰りの相談を受け付けています。

しが金融ホットライン(滋賀県中小企業支援課)

電話番号 077-528-3732 受付時間: 平日8:30~17:15